

いわて県民情報交流センター条例（平成 17 年岩手県条例第 53 号）第 8 条第 2 項の規定により、県民活動交流センターの附属の設備の利用料金を次のとおり承認した。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

次の表に掲げる額

表 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	利用料金 (1 回につき)		
ホール		照明設備		円		
			第 1 スポットライト	1 式	2,580	
			第 2 スポットライト	1 式	3,310	
			第 3 スポットライト	1 式	3,310	
			第 4 スポットライト	1 式	3,310	
			第 5 スポットライト	1 式	3,480	
			第 6 スポットライト	1 式	1,480	
			第 7 スポットライト	1 式	1,130	
			第 8 スポットライト	1 式	1,130	
			カラーフィルター	1 式	190	
			クセノンフォロースポットライト	1 式	1,160	
			プロジェクタースポットライト	1 式	200	
			ディスクマシーン	1 式	340	
			スライドキャリアマスク	1 式	110	
			ダブルマシン	1 式	200	
			リニアエフェクト	1 式	280	
			パターンアダプター	1 式	40	
			ミラーボール (丸変速型)	1 式	100	
			ミラーボール (楕円変速型)	1 式	130	
			波エフェクト	1 個	70	
			ステージスポットライト (1kw)	1 個	210	
			ステージスポットライト (0.5kw)	1 個	190	
			エリプソイダルスポット	1 式	60	
			ストリップライト	1 台	90	
			スモークマシーン	1 式	200	
			映像設備	高輝度プロジェクター	1 台	13,350
				書画カメラ	1 台	780
				移動型液晶プロジェクター	1 台	2,930
				水引幕	1 枚	560
源氏幕	1 対	350				

附属の設備

舞台設備	引割幕	1 対	1,820
	袖幕	1 枚	390
	一文字幕 (高さ 4,550mm)	1 対	840
	一文字幕 (高さ 3,200mm)	1 枚	600
	バック幕	1 対	1,660
	ダメ黒幕	1 対	630
	平台	1 台	150
	箱足	1 個	10
	箱階段	1 台	220
	電動昇降式演台	1 台	1,030
	花台	1 台	190
	司会者台	1 式	840
	金屏風	1 双	2,360
	白屏風	1 双	2,360
	旗パネル	1 枚	260
	地絨 (幅 18,000mm)	1 枚	990
	地絨 (幅 6,000mm)	1 枚	200
	展示パネル	1 式	1,070
	ホワイトボード	1 台	60
	プログラムスタンド	1 台	120
	パンチカーペット	1 巻	250
	仮設ステージ	1 式	870
	ミーティングチェア	1 台	20
	ピアノ	1 台	13,570
	指揮者台	1 台	140
	指揮者用譜面台	1 台	70
	譜面台	1 台	70
	その他の設備	同時通訳装置	1 式
	国際会議用テーブル	1 式	13,070
展示室	展示台 (高さ 850mm)	1 台	130
	展示台 (高さ 900mm)	1 台	250
	展示台 (高さ 1,050mm)	1 台	310
	展示台 (高さ 1,200mm)	1 台	330
	簡易式展示パネル (3連)	1 台	310
	簡易式展示パネル (4連)	1 台	400
	簡易式展示パネル (5連)	1 台	500
	昇降式自立パネル	1 台	720
	床面照明器具	1 台	30
	スポットライト	1 台	20

ホール以外の施設		可動カウンター	1台	80	
		椅子	1台	20	
	スタジオ・調整室		ドラムセット	1式	680
			ギターアンプセット	1式	690
			ベースアンプセット	1式	590
			電子ピアノ	1台	290
			シンセサイザー	1台	240
			譜面台	1台	10
			丸椅子(楽器演奏用)	1脚	10
			スピーカーパワーアンプセット	1式	880
			ダイナミックマイクロホン1	1本	60
			ダイナミックマイクロホン2	1本	30
			コンデンサーマイクロホン	1本	110
			マイクスタンド(ブーム式)	1台	50
			マイクスタンド	1台	50
			ステレオヘッドホン	1台	30
		リハーサル室	ピアノ	1台	5,030
		会議室 804	固定型プロジェクター	1台	5,830
	ホール・ホール以外の施設共通		簡易スピーカーシステム	1台	210
			放送設備	1式	1,360
		コンパクトディスク・ミニディスクラジオカセットテープレコーダー	1台	120	
		ビデオ一体型デジタルディスクプレーヤー	1台	70	
		スクリーン	1台	140	
		パイプ組立式スクリーン	1式	520	
		移動型プロジェクター1	1台	650	
		移動型プロジェクター2	1台	330	
		書画カメラ1	1台	460	
		書画カメラ2	1台	260	
		プロジェクター・書画カメラ台	1台	160	
		ノートパソコン	1台	320	
		茶道具	1式	620	
		展示パネル	1枚	110	
		金屏風	1双	700	
		リノリュウム	1枚	80	
		折りたたみテーブル	1台	20	
		スタッキングテーブル	1台	90	
		ステージ	1台	560	
電気料			1kw までごとに	120	

- 備考1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したもとする。
- 2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。